

Title	フランスにおける消費財の担保責任についてのオルドナンス
Sub Title	Ordonnance no 2005-136 du 17 fe ´ vrier 2005 relative a ` la garantie de la conformite ´ du bien au contrat due par le vendeur au consommateur
Author	平野, 裕之(Hirano, Hiroyuki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2006
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.4 (2006. 1) ,p.271- 295
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20060115-0271">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20060115-0271</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 資料

# フランスにおける消費財の担保責任 についてのオルドナンス

平野 裕之

1. 消費財の担保責任及び売買の一定の側面についての1999年5月25日のEC指令
2. 消費者に対する売主による動産の契約への不適合の担保責任についての2005年2月17日のオルドナンス2005-136号（フランスの国内立法）
3. フランス製造物責任法予備草案（ゲスタン草案、1987年7月）の瑕疵担保法の改正部分
4. フランス消費法典草案 カレ・オロア草案（1990年4月）
5. フランス瑕疵担保法予備草案（2002年6月）
6. 比較法的なまとめ

1999年5月25日に、ヨーロッパ評議会及びヨーロッパ議会は、「消費財の担保責任及び売買の一定の局面及びについての」1999/44/EC指令を採択し、加盟国に2002年1月1日までの国内法化を義務づけた。ドイツがこの期限を遵守し、新債務法の中に取り込んだことはよく知られているが、フランスも遅れ馳せながら、2005年2月17日のオルドナンスによってようやくこのEC指令を国内法化した（このEC指令とフランス国内法については、ルヴヌール「ヨーロッパにおける販売された消費財についての新たな担保責任」ジュリスト1303号90頁参照）。ここでは、このオルドナンスを翻訳するが、近時のフランスにおける瑕疵担保立法の流れを理解するために、それ以前の瑕疵担保法についての幻となった立法提案（1987年のゲスタン草案、1990年のカレ・オロア草案）、また、EC指令を民法の中に導入することを提案したヴィネイ委員会の予備草案（2002年。結局、

採用されずに終る)をあわせて参考のために翻訳をしたい。また、若干の比較法の参考のために、ドイツ民法などについて既になされている翻訳を補的に付録としておいた。なお、参考までに、冒頭に1999年のEC指令も、フランス語バージョンを翻訳しておいた。

1. 消費財の担保責任及び売買の一定の側面についての1999年5月25日のEC指令

.....前文(1)~(26)省略.....

**1条(適用範囲及び定義規定)**

1 本指令は、域内市場における消費者保護の最小限の統一を確保するために、消費財の担保責任及び売買についての一定の側面についての加盟国の法律、規則ないし行政による立法を近づけることを目的としている。

2 本指令においては、〔次の用語は〕以下のように理解される。

a)「消費者」とは、本指令の適用にかかる契約において、事業上または商取引上の活動の範囲に入らない目的で活動している一切の自然人である。

b)「消費財」とは、一切の有体動産であり、以下のものは除かれる。  
司法当局によって競売その他の方法により売却された財産、  
限られた量または特定された数量に充填されていない水及びガス。  
電気。

c)「売主」とは、事業上または商取引上の活動の範囲内で、消費財を契約により売却する一切の自然人または法人である。

d)「製造者」とは、消費財の生産者、消費財のEU域内への輸入者、または、消費財にその名前、商標その他の識別表を表示することにより製造者とされる一切の者である。

e)「担保責任」とは、担保表示または広告に表示された条件に財産が適合しない場合に、いかなる費用の追加もなしに、支払われた代金を返還し、代替物を給付し、修補し、または、何らかの方法で財産に配慮すべき、売主または

製造者の消費者に対する一切の責任である。

f) 「修補」とは、適合性の欠陥がある場合に、消費財を契約に適合した状態に置くことである。

3 加盟国は、「消費財」の概念に、消費者が個人的に売買に参加することができる場合に、公的なせり売りで売られて中古財を含まないものと規定することができる。

4 本指令においては、生産されるまたは製造される消費財の供給契約は売買契約とみなされる。

## 2条（契約への適合性）

1 売主は、売買契約に適合した財産を消費者に引き渡す義務を負う。

2 以下の場合には、消費財は契約に適合するものと推定される。

a) 売主が与えた指図に合致している場合、及び、売主が消費者に見本またはモデルの形で示した品質を有している場合

b) 消費者によって考えられおり、消費者が売主に契約締結の時に知らしめ、そして売主が承諾をした特別の用法に適合している場合、

c) 同様の類型の財産が通常供されるべき使用に適している場合。

d) 財産の性質を考慮して、また場合によっては、売主、製造者またはその代理人によって財産になされた具体的な特徴についての公への表明、とりわけ公告やラベルを考慮して、合理的に消費者が期待できる、同様の類型の財産の通常品質や用途への供与を有している場合

3 契約締結の時に、その欠陥を知っていたないしは合理的に知らないはずはなかった場合、または、適合性の欠陥の原因が、消費者によって提供された材料にある場合には、本条の意味における適合性の欠陥は存在しないものとみなされる。

4 以下の場合には、売主は、第2項d)号に規定する公への表明によって責任を負うことはない。

売主が、問題の表明を知らなかった、または、合理的に知ることができなかったことを証明した場合、

問題の表明が、契約締結の時には訂正されていたことを証明した場合、または、

消費財を購入しようとする買主の決定が、この表明によって影響を受けたものではないことを証明した場合。

5 消費財の設置が悪かったことから生じた適合性の欠陥は、その設置が財産の売買契約の当事者によって行われた、また、売主またはその責任において行われた場合には、適合性の欠陥とされる。この規定は、消費者によって設置されるものとされている財産が、消費者により設置され、欠陥ある組立てが組立ての指示の誤りによる場合にも適用される。

### 3条（消費者の権利）

1 売主は、財産の引渡しの際に存在した適合性の一切の欠陥につき、消費者に対して責任を負う。

2 適合性の欠陥がある場合に、消費者は、費用負担をすることなく、修補または代替物の給付により〔契約に〕適合した状態に財産を置くこと、第3項に従い、代金の減額または第5項及び第6項に従い物に関する契約を解除する権利を有する。

3 第一次的には、消費者は、売主に対して、それが不可能な又は不釣合でない限り、いずれの場合も費用負担なしに財産の修補または代替物の給付を求める権利を有する。

以下の事情を考慮して、他の方法と比較して、売主に不合理な費用を強いるものである場合には、損害填補の方法は不釣合なものと扱われる。

欠陥がなかったならばその財産が有したであろう価値

適合性の欠陥の重要性、及び、

消費者にさしたる不都合を与えることなく他の損害填補の方法が実行できるかどうかという問題。

財産の性質及び消費者が考えていた用法を考慮した上で、相当の期間内にかつ消費者にさしたる不都合を与えることなく、修補ないし代替物の給付が行われなければならない。

4 第2項及び第3項に規定されている「費用の負担なく」という表現は、財産を〔契約に〕適合した状態に置くために必要な費用、とりわけ運送費用、作業及び材料に係る費用を意味する。

5 以下の場合には、消費者は、適切な代金の減額ないし契約の解除を求めることができる。

消費者が財産の修補の権利も代替物の給付の権利も有しない場合

売主が、相当の期間内に損害填補の方法を実施しない場合、

売主が、消費者にさしたる不都合のない損害填補の方法を実施しない場合。

6 適合性の欠陥がささいなものである場合には、消費者は契約解除を求めることはできない。

#### 4条（求償訴権）

消費者に対する最終の売主の責任が、製造者、契約の連鎖において先行する売主、ないし、その他すべての中間者の作為または不作為によるところの適合性の欠陥によるものと認められた場合、最終の売主は、契約の連鎖の中に属する責任者に対して求償をする権利を有する。国内法により、最終の売主が求償をなす責任者、ならびに、その訴権また正当に行使されるための要件を定める。

#### 5条（権利行使期間）

1 3条に規定されている売主の責任は、財産の引渡しから2年以内に適合性の欠陥が明らかになった場合に認められる。もし国内規定によって、3条2項に規定される権利が1年の時効期間に服する場合には、この1年の時効は引渡しから2年間は完成しない。

2 加盟国は、消費者がその権利を享受するためには、消費者がそれを確認してから2ヶ月以内に売主に適合性の欠陥を通知すべきことを規定することができる。

加盟国は、本項を実施する方法について〔EU〕委員会に通知しなければならない。〔EU〕委員会は、この加盟国へのオプションの存在が、消費者及び域内市場にどう影響を及ぼすか監視をしなければならない。少なくとも2003年1月

7日には、〔EU〕委員会本規定についての加盟国による実施についてのレポートを作成しなければならない。このレポートは、EUの公式機関誌に掲載される。

3 反証がない限り、財産の引渡しから6ヶ月以内に明らかになった適合性の欠陥は、引渡しの時に存在していたものと推定される。ただし、財産の性質ないし適合性の欠陥の性質に、このような推定が両立しない場合はこの限りではない。

### 6条（〔約定〕担保）

1 担保は、担保の表明及びそれが付された公告によって定められた要件に従い提供した者を拘束する。

2 担保は以下のようなものでなければならない。

消費財の売買を規律する現行の国内立法によって法定の権利を消費者が有すること、及び、その〔法定の〕権利がこの担保によってなんら影響を受けないことを明らかにすること。

簡単で分かりやすい言葉で、担保の内容及びその行使のために必要な要件、とくにその存続期間、その領土的範囲、担保者の名称及び住所について明らかにすること。

3 消費者の要求があれば、担保〔証〕が消費者に、書面によりまたはそれ以外の持続する支持基盤によって交付されるか、または、アクセスが可能なようにしなければならない。

4 そこでその消費財が商品化された加盟国は、条約の規範を遵守しつつ、その領土において〔ヨーロッパ〕共同体の公式言語の中から定められた1つまたは複数の言語により担保を記載するよう義務づけることができる。

5 担保が、第2、3及び4項の要件と抵触するとしても、その担保の効力はなんら影響を受けず、消費者は、それに基づきそれが守られるべきことを求めることができる。

### 7条（強行法規性）

1 適合性の欠陥が明らかになる前に、売主となされた本指令による権利を直接または間接に制限ないし排除する合意ないし契約条項は、国内法によって規

定されている要件の下で、消費者を拘束することはない。

加盟国は、中古財産について、売主と消費者は、売主の責任を5条1項に規定されているより短いものと規定する契約条項を合意することができるものと規定できる。〔ただし〕この期間は1年未満であってはならない。

2 契約が加盟国の領土と密接な関連を有する場合に、加盟国は、契約に適用される法として加盟国ではない国の法を選択することにより本指令が与えている保護を消費者が奪われないために、必要な措置を取らなければならない。

### **8条（国内法及び最小限の保護）**

1 本指令によって実現される法は、消費者が契約責任ないし契約外責任の法に関する規範として主張することができる権利をなんら害するものではない。

2 加盟国は、本指令が規律する領域において、消費者のより厚い保護の水準を確保するために条約と両立するより厳格な規定を採用しまたはその効力を維持することができる。

.....以下略.....

2. 消費者に対する売主による動産の契約への不適合の担保責任についての2005年2月17日のオルドナンス2005-136号(フランスの国内立法)

## **第 部 財産の契約への適合性への欠陥についての責任**

### **第 1 節 動産の契約への不適合の欠陥についての責任**

**1条** 消費法典（法律の部）第1編第2部第1章は、「総論規定」と題し、以下の規定が含まれる。

#### **第 1 節 適用範囲**

**211-1条** 本章の規定は、有体動産財産の売買契約に適用される。生産または製造されるべき動産の供給契約は売買とみなされる。

本章の規定は、特定量または限定された量に充填されている場合には、水やガスにも適用される。

**211-2条** 本章の規定は、司法当局の権限によ売却された財産、また、公売に

は適用されない。

本章の規定は、電気には適用されない。

**211-3条** 本章の規定は、事業または商業活動領域で行った売主と消費者として行った買主との間の契約関係に適用される。

本章の適用につき、有体財産の生産者、有体財産のヨーロッパ共同体への輸入者、ならびに、財産にその名称、商標またはそのたの識別標識を付して製造者として表示されている者は、製造者と扱われる。

## 第2節 不適合の法定担保責任

**211-4条** 売主は、契約に適合した財産を引き渡す義務を負い、引渡時に存在する適合性の欠陥について責任を負う。

売主は、梱包、組立てまたは設置の指示によって生じた欠陥についても、それが契約によってその負担とされているかまたはその責任において実現されるべきときには、責任を負う。

**211-5条** 契約に適合したものであるためには、財産は以下の要件を充たさなければならない。

1 類似の財産について通常期待される使用に適したものでなければならず、また、場合によっては、

売主によって与えられた指示に合致すること、また、見本またはモデルの形で買主に示された品質を有していなければならない、

とりわけ広告やラベル表示によって、売主、製造者またはその代理人によってなされた公への表示を考慮して、買主が正当に期待できる品質を有していなければならない。

2 または、当事者の共通の合意によって特に定められた性質を有しているか、または、売主に知らされ、了承されたところの、買主が考えていた特別の使用に適したものでなければならない。

**211-6条** 売主は、製造者またはその代理人の公への表示については、それを知らずまた知ることができなかったならば、責任を負うことはない。

**211-7条** 財産の引渡しから6ヶ月以内に明らかになった適合性の欠陥は、反

対の証明がされない限り、引渡しの時点で存在していたものと推定される。

売主は、この推定が財産ないし主張されている適合性の欠陥の性質と両立しない場合には、この推定を覆すことができる。

**211-8条** 買主は、財産が契約に適合していることを主張する権利を有する。ただし、契約の際に知っていたまたは知らないことはあり得なかった欠陥を援用して、適合性を争うことはできない。自ら供給した材料に欠如の原因がある場合も同様である。

**211-9条** 適合性の欠陥がある場合には、買主は、修補か代替物の給付かを選択することができる。

ただし、売主は、動産の価値又は欠陥の重要性を考慮して、買主の選択が他の方法と比べて明らかに不釣り合いな費用を生じさせる場合には、買主の選択に従わないことができる。その場合には、不能でない限り、その態様に従い、買主が選択したのとは別の方法を行わなければならない。

**211-10条** 財産の修補また代替物の給付が不可能な場合、買主は、財産を返還して代金の返還を求めるか、または、財産を保持して代金の一部の返還を求めることができる。

以下の場合にも同様の権利が認められる。

1 211-9条の適用により求められた、提案されたまたは合意された解決が、買主の表示より1ヶ月しても実現されていない場合、

2 この〔前項に言及した〕解決が財産の性質また買主が考えていた使用を考慮して、買主に大きな不都合なしには、実現できない場合。

ただし、適合性の欠陥が大したものではない場合には、売買の解除を行うことはできない。

**211-11条** 211-9条及び211-10条の規定の適用は、買主にいかなる費用の負担ももたらさない。

この両条の規定は、〔買主が〕損害賠償を求めることを妨げるものではない。

**211-12条** 適合性の欠陥による訴権は、財産の引渡しから2年で時効にかかる。

**211-13条** 本章の規定は、買主から、民法1641条から1649条による解除可能な

瑕疵に基づく訴権、また、法によって認められた契約上または契約外のその他一切の訴権を行使する権利を奪うものではない。

**211-14条** 最終の売主は、民法の原則に従い、有体動産財産の製造者及び連鎖的売主ないし中間業者に対して求償訴権を行使することができる。

### 第3節 取引上の担保責任

**211-15条** 買主に提供された取引上の担保責任は、以下の規定にかかる書面の形をとる。

この書面は、担保の内容、担保責任が認められるための要素、担保の期間及び範囲、ならびに、担保者の名称、住所を明らかにしなければならない。

この書面は、合意された担保責任とは別個に、売主が、民法1641条から1649条に規定されている要件による解除可能な瑕疵、及び、契約への財産の不適合の欠陥について依然として責任を負うことについて言及しなければならない。この書面は、明確かつ完全に、民法1641条及び1648条1項、ならびに、本法典211-4条、211-5条及び211-12条を転載しなければならない。

以上の規定が遵守されていなくても、〔取引上の〕担保責任は有効である。買主はこれを主張する権利を有する。

**211-16条** 合意された契約上の担保責任の期間内に、買主が売主に対して、担保責任によって保証された状態にするよう求めた場合には、進行中の担保責任の期間に、少なくとも7日間の停止期間が追加される。この期間は、買主の善処の請求の時から、もし善処の請求よりそれが後であれば、問題の財産を修補のために引き渡した時から起算される。

### 第4節 共通規定

**211-17条** 請求がされる前になされた本章による権利を直接または間接に制限ないし排除する、買主と売主の間の合意は、記載のないものとみなされる。

……以下省略……

## 第 部 諸規定

**3条** 民法1648条1項の「売買がされた場所の慣習及び解除が可能な瑕疵の性質に従い、速やかに」という文言は、「瑕疵の発見から2年以内に」という

文言に変更される。(この結果、1648条は「解除可能な瑕疵より生じる訴権は、買主により、瑕疵の発見から2年以内に行使されなければならない」と改正されたことになる)

### 3 フランス製造物責任法予備草案(ゲスタン草案、1987年7月) の瑕疵担保法の改正部分

\*製造物責任についてのEC指令の国内法化に際して、司法省の下に設置された作業グループによる予備草案では、製造物責任規定の立法だけでなく、瑕疵担保法の全面改正が提案されていた。しかし、そのために、業界との調整も更に難航することが予想されたため、結局この部分は実現されずに、EC指令の導入に必要な限りで立法が行われた(拙稿「フランス消費者法典草案(4)」法律論叢65巻6号95頁以下参照)。瑕疵担保に係る部分のみを訳出しておく。

## 第4章の2 欠陥責任による責任

### 第1節 総則規定 省略

### 第2節 製品の適合性の欠陥についての契約責任

**1387-12条** 事業者が契約の履行として欠陥製品を供給した場合には、それが明らかに不都合でない限り、他方当事者はその選択に従い以下のいずれかを主張することができる。

- 1 製品の返還と引き換えに代金の返還
- 2 代金の減額
- 3 事業者が交換を申し出ない限り、製品の修補、
- 4 製品の交換。

ただし、原告は、正当な理由なしに製品の返還を不能とした場合には、製品の交換及び代金の返還を主張することはできない。

**1387-13条** 事業者は、前条の他に他方当事者が被った損害が完全に償われるようにすべての損害に対して責任を負う。

**1387-14条** 原告は、製品が供給されたときに欠陥が存在していたことを証明しなければならない。

事業者の定めた合意による保証期間内に明らかになった欠陥については、反証がされない限り、供給時から存在していたものと推定される。

このような期間が存在しない場合には、供給時よりこの推定は2年間なされる。

**1387-15条** 原告は、以上の規定により認められた権利と訴権を、直接に製造者または連鎖的供給者のいずれに対しても行使することができる。

直接訴権は、必ず契約的性質のものであり、製品が履行として供給された契約の種類を問わずに行行使することができる。

**1387-16条** 事業者は、他方当事者が供給時に製品の欠陥を知っていたか、または、知らないことが正当視されないことを証明した場合には、責任を負わない。

**1387-17条** 原告は、欠陥を知りまたは知り得べかりし時から6ヶ月以内に、生産者または供給者にその事実を通知しなかった場合には、欠陥を主張する権利を失う。

ただし、前項の期間は、事業者間では慣習または当事者の合意による修正が可能である。

**1387-18条** 同等の専門的能力を有する事業者間では、経済力の濫用による場合を除き、欠陥製品による責任を排除または軽減する条項は有効である。

### **第3節 製品の安全性の欠陥についての責任** 省略

#### **第6章第4節第4款第2部 売却物の欠陥についての担保責任**

**1641条** 買主がその事実を知っていれば買わなかったかまたはより定額の代金しか支払わなかったであろう売却物の隠れた瑕疵につき、売主は責任を負う。

この担保責任は、1384条の4に規定された生産者または事業者である供給者については、欠陥製品による責任についての第4章の2の規定により規律される。

**1641-1条** 以下の場合には、物は瑕疵があるものとされる。

1 物が合意にかかる品質を有さないか、または、その用途に適しないために、買主の正当に期待に適合していない場合、

2 物が正当に期待される安全性を有しない場合。

**1641-2条** 買主は、物が引き渡された時に欠陥が存在していたことを証明しなければならない。

**1641-3条** 買主は、連鎖的売主のいずれに対しても、担保責任に基づき取得した権利と訴権を直接に行使することができる。

前項の直接訴権は、必ず契約的性質を有し、物を履行として引き渡した契約がいかなるものであろうとも、行使することができる。

**1642条** 売主は、買主が引渡しの際に欠陥を知っていたか、または、知らないことが正当視されないことを証明した場合には、責任を負わない。

**1642-1条** 建設される不動産の売主は、仕事の受領前または買主が引渡しを受けてから1ヶ月を経過するまでは、その時に明白な建築の瑕疵についても免責されない。

売主が瑕疵の修補義務を負う場合には、契約の解除及び代金の減額は認められない。

**1643条** 売主は、隠れた瑕疵について善意であっても責任を負う。

**1643-1条** 事業者である売主の責任を排除または制限する条項は、同等の専門的能力を有する事業者間で、経済力の濫用なしに契約が締結されたものでなければ、禁止され記載されていないものとみなされる。

事業者でない売主の責任を排除または制限する条項は、この者が欠陥を知りながらそのことを買主に告げなかった場合に限り、記載されていないものとみなされる。

**1644条** 物に隠れた瑕疵がある場合には、買主はその選択に従い、物を返還して代金の返還を受けるか、または、物を保持して鑑定人により評価される代金の一部の減額を求めることができる。

買主は、正当な理由なしに物の返還を不能にした場合には、代金の返還を求めることはできない。

**1645条** 売主が事業者であるか、または、売主が物の欠陥を知っていたまたは知らないことが正当視されない場合には、代金の返還または減額の他に、買主が被ったすべての損害を賠償しなければならない。

**1646条** 事業者でない売主が、物の瑕疵を知らなかったことが正当視できる場合には、代金の返還または減額、及び、売買に要した費用の買主への返還のみについて責任を負う。

**1646-1条** 建築される不動産の売主は、仕事の受領後は、建築家、請負人及び建築請負契約上注文者と関係のあるその他の者が本法1792条、1792-1条、1792-2条及び1792-3条の適用により負わされる義務を負う。

前項の担保責任は、不動産の承継人である所有者のためにも認められる。

売主が、民法1792条、1792-1条及び1792-2条に規定された損害を賠償し、かつ、1792-3条に規定されている担保責任を負わなければならない場合には、売買の解除または代金の減額は認められない。

**1647条** 欠陥ある物が、その品質の劣悪さを原因として滅失した場合には、その滅失は売主が負担し、買主に対して代金の返還ならびに1645条及び1646条に定められているその他の一切の損害賠償の責任を負う。

**1648条** 買主は、欠陥を知りまたは知り得べかりし時から6ヶ月以内にその事実を売主に通知しなかった場合には、欠陥を主張する権利を失う。

ただし、前項の期間は、事業者間では慣習ないし当事者の合意によって修正が可能である。

1642-1条の規定する場合において、買主は、売主が明白な瑕疵の責任を免れる日から1年以内に欠陥を通知しなければならない。

**1649条** 担保責任は、裁判所の決定による売買及び物の強制的譲渡の場合には適用されない。

#### 4 フランス消費法典草案——カレ・オロア草案（1990年4月）

\*やはり幻となった草案であるが、カレ・オロア委員会の提案していた意

欲的な消費法典草案にも、消費者・事業者間売買についての瑕疵担保責任の規定が、物と役務を併せてであるが提案されていた。現在の消費法典はそれまでの立法を消費法典というた形でまとめただけのものである。

**121条** 契約の履行として、消費者の正当な期待に適合しない物または役務を提供する事業者は、以下の規定の要件の下に、担保責任を負わなければならない。

**122条** 事業者は、財産の引渡しまたは役務の供与の時に存在する一切の適合性の欠陥について担保責任を負わなければならない。

事業者によってなされた契約上の担保責任の期間内に明らかになった適合性の欠陥は、反対の証明がなされない限り、引渡しまたは供与の時に存在していたものと推定される。

前項の表示がない場合には、この期間は引渡しまたは供与から2年とする。

**123条** 消費者は、契約締結時に知っていたまたは知らないことはあり得なかった適合性の欠陥について主張することはできない。

**124条** 消費者は、欠陥のある結果を確認ないし確認すべきときから6ヶ月以内に、欠陥の性質を明らかにして、事業者に通知をしなければ、適合性の欠陥について主張をすることはできない。

**125条** 事業者の負担する担保責任は、消費者が訴訟手続きをその期間内にとらない限り、財産の引渡しまたは役務の供与から10年で消滅する。

**126条** 正当な期待に適合しない財産が引き渡された消費者は、事業者に対してその費用をもって、以下のことを請求することができる。

- 1 財産を返還して代金の返還を受けること、
- 2 代金の減額、
- 3 事業者が代替物の提供していない限り、物の修補、
- 4 財産の代替物の引渡し。

**127条** 消費者は、正当な理由なしに、財産の返還を不能にした場合には、代金の返還、また、代替物の引渡しを求めることができない。

**128条** 省略

**129条** 事業者は、更に、消費者が被った損害を完全に填補するように、損害賠償を義務づけられる。

**130条** 消費者は、適合しない財産の製造者ないし連鎖的売主のいずれに対しても、直接に本節により認められる権利及び訴権を行使することができる。

直接訴権は、売買契約と役務契約の連鎖の場合、また、役務契約の連鎖の場合にも行使することができる。

**131条** 以上までの規定により消費者に認められる権利を、直接または間接的に排除または制限する目的ないし効果を持った条項は、書かれていないものとみなされ、また、削除されなければならない。

欠陥の通知以外について、法定の担保責任の履行を消費者の費用または手続きに服せしめる条項は、前項の条項に該当する。

**132条** 契約上の担保責任を提供する契約は、次のようなものでなければならない。

- 1 事業者がいずれにせよ法定の担保責任を負うことを明確に注意喚起すること、
- 2 126条ないし128条及び129条を完全に採録すること、
- 3 明確にかつ明確に、その提供している補充的な担保責任を列挙すること。

**133条** 法定の担保責任により認められる権利を消費者に付与することを、契約上の利益かのように表示しているすべての広告は、47条の規制に服する。

**134条** 本節の規定は、建設される不動産の売主の担保責任、及び、民法1792-1条の意味における不動産工事の建築者の責任については、適用されない。

**135条** 本節の規定、民法1641から1648条の規定に反する規定は、本節の規律する契約には適用されない。

## 5 フランス瑕疵担保法予備草案(2002年6月)

\* 司法省のワーキンググループとしてヴィネイ委員会(当初はゲスタンが委員長であったが、途中でヴィネイが委員長に交替する)では、消費財の担保

責任についてのEC指令の導入のための委員会であるが、この機会に民法の瑕疵担保規定を全面的に改正する提案をしていた。この予備草案は実現されずに幻に終わり、本稿の紹介する2005年のオルドナンスが採用されることになる。

**1条** 民法1625条及び1641条から1649条は、以下の規定により削除または置き換えられる。

### **第3節 法定の担保責任**

**1625条** 売主が買主に対して負担する担保責任は2つの対象を有している。1つは、売却された物の占有を可能にすること、他は、契約に物が適合することである。

#### **第2款 適合性の担保責任**

**1641条** 売主は、契約に適合した物を引き渡す義務を負い、知らなかったとしても、引渡しの際に存在する適合性の欠陥について責任を負う。

物は、当事者が共通の合意によって決めた性質及び同様の物について通常期待される用法に適した性質を要している場合には、契約に適合している。

**1641-1条** 契約に適合するためには、物は次のようなものでなければならない。

売主によって与えられた表示に適合し、また、売主が買主に提示した品質を有していること。

契約の締結の際に売主に知らされ、売主がなんらの留保もしなかったのであれば、買主によって考えられていた特別の用法に適合すること。

売主によってなされた広告やラベルによる公への表示を考慮して、買主が合理的に期待できる品質を有していること。

**1641-2条** 事業者である売主は、製造者またはその代理人が行った公への表示についても責任を負わなければならない。

**1641-3条** 事業者である売主は、それが契約により自分の負担とされている場合には、梱包、組立て及び組立ての指示の結果生じた適合性の欠陥についても責任を負う。

**1641-4条** 反対の証明がされない限り、物の引渡しから6ヶ月以内またはより

長い取引上の担保責任の期間内に明らかになった適合性の欠陥は、引渡し時点で存在していたものと推定される。

**1642条** 買主は、契約時に知っていたまたは合理的に知らないことはありえなかった欠陥を主張して、適合性を争うことはできない。

買主が供給した材料によって欠陥が生じた場合も同様である。

**1642-1条** 建築されるべき建物の売主は、工事の受領前、買主が占有を取得してから1ヶ月が経過する前は、明らかな適合性の欠陥についても責任を免れない。

売主が、物を契約に適合させる義務を負う場合には、契約の解除も代金減額も認められない。

**1643条** 適合性の欠陥が明らかになる前になされた、売却された物の適合性の欠陥についての事業者である売主の負担すべき法定の担保責任を直接または間接的に排除ないし制限する合意は、買主が売主と同じ専門の事業者でない限り、禁止され書かれていないものとみなされる。

欠陥の性質を明らかにすることなく、契約締結に際して物の適合性の欠陥を買主が認識しているものとする合意は、同様に禁止され書かれていないものとみなされる。

いかなる場合においても、引渡しの際に物の適合性の欠陥を知っている売主は、前2項の規定する合意を援用することができない。

**1643-1条** 事業者である売主が事業者ではない買主に対して合意した取引上の担保責任は、消費法典によって規律される。

**1644条** 適合性の欠陥がある場合、買主は、物を返還して代金の返還を求めめるか、または、物を保持して代金の一部の返還を受けるかの選択ができる。

売主が請求を受けてから1ヶ月以内に代替品の給付または修補に取り掛かった場合には、売買契約の解除も代金の減額も認められない。不動産についてはこの期間は3ヶ月とする。

売買契約の解除は、適合性の欠陥がささいなものである場合には認められない。

**1644-1条** 1644条に規定されている選択をしないで、買主は、買主は、事業者である売主に対して、物を契約に適合させるよう求める権利を有する。他の方法と比較して売主に過大な負担とならない限り、買主は、代替品の給付が修補を選択することができる。

契約に適合されることは、動産については、買主が請求してから1ヶ月以内に、不動産については3ヶ月以内に行われなければならない。この期間を経過した場合には、1644条に規定されている売買契約の解除か代金の減額かの権利を行使しうる。

**1644-2条** 適合させることは、買主になんらの負担を負わせるものであってはならず、また、買主に重大な不都合をもたらすものであってはならない。

**1645条** 更に、事業者である売主は、買主に対して一切の損害賠償を義務づけられる。事業者ではない売主についても、引渡しの時に、適合性の欠陥を知っていた場合には同様である。

**1646条** 事業者ではない売主が、引渡しの時に適合性の欠陥を知らなかった場合には、代金の返還と売買契約によって生じた費用の返還を買主に対して義務づけられるにすぎない。

**1646-1条** 建設されるべき建物の売主は、工事の受取の日から、設計士、請負人及びその他の注文の関係者が、請負契約によって自ら民法1792、1792-1、1792-2及び1792-3条により負担するのと同じ義務を負担する。

この担保責任は、不動産の承継人である所有者に対しても認められる。

売主が、民法1792、1792-1及び1792-2条の規定する損害賠償を義務づけられ、また、1792-3条の規定する担保責任を負担する場合には、売買契約の解除も代金減額も認められない。

**1647条** 物が適合性の欠陥のために滅失した場合には、その滅失は売主の負担であり、売主は買主に対して代金を返還し、1646及び1646-1条に規定する損害賠償を義務づけられる。

これに対し、不可抗力による滅失は、買主の負担である。

**1648条** 法定の担保責任を行使するために、買主は、何らかの方法により、

物の引渡しより5年以内に適合性の欠陥を売主に通知しなければならない。

この期間は、不動産及び不動産に組み込まれた動産については10年とする。

この期間の経過まで、いかなる時効も完成することはない。

**1649条** 1641から1648条の規定は、司法当局の権限で行われた売買には適用されない。

**1649-1条** 以上の規定は、その要件が充たされている限り、1110、1116及び1117条の適用を妨げるものではない。

〔また〕損害を受けた被害者である買主が、契約責任または契約外責任の法に基づく権利を行使することを妨げるものではない。

**2条** 民法1791条の後に新しい規定が追加される。

**1791-1条** 請負が、動産の清算または製造を目的とする場合には、供給者は1641から1648条により売主に負わされる適合性についての義務を負う。

1643条の例外として、適合性の欠陥についての供給者の責任を直接または間接に排除ないし制限する合意は、事業者間では有効である。

**3条** 消費法典L211-1及びL211-2条は以下の規定により削除または置き換えられる。

### 第1節 法定の担保責任

**211-1条** 民法1641から1649-1条及び1791-1条の規定により定められる適合性の欠陥についての規範が、以下に再録される。

\* 民法1641条～1649-1条及び1791-1条がここに記載される。

**211-1-1条** 事業者と消費者間の契約における、動産財の一定のカテゴリーについての特別規範が存在していても、消費者は民法1641から1649-1条による権利を奪われることはない。

### 第2節 取引上の担保責任

**211-2条** 契約の特別の条項により事業者が消費者に対して合意をした取引上の担保責任は、以下の規定にかかる書面の方式によらなければならない。

この書面は、取引上の担保責任の内容、権利行使のための必要な要件、その期間、領域的範囲及び債務者の名称ならびに住所を明記しなければならない。

売買契約については、書面は、合意された担保責任とは別に、民法1641から1649-1条に規定された要件の下で物の適合性の欠陥について責任を負うことについても言及しなければならない。この書面は、1641から1648条を明確にそのまま採録しなければならない。

前項までの規定に違反があっても、取引上の担保責任の効力には影響はなく、消費者はそれを主張することができる。

211-2-1条 消費者が事業者に、動産財の代替品の取得または修補に際して、合意された取引上の担保責任の期間ないに、担保責任により保証された状態にするよう求めた場合には、消費者の請求、または、それが請求よりも後の場合には問題の財産の修補の請求の時に依然完成していなかった担保責任の期間に少なくとも7日の停止期間が付け加わる。

本条の規定を合意により排除することはできない。

以下省略

## 6 比較法的なまとめ

本資料紹介の趣旨を逸脱するかもしれないが、諸立法及び立法提案など（あわせて単に立法とっておく）を整理しておこう。

**(1) 目的物について** いずれの立法も、特定物・不特定物共に適用されるものとして規定が置かれている。但し、買主が、悪意で契約をした、表見の瑕疵に気がつかずに契約をしたということは、特定物売買でのみ問題となるものである。なお、韓国民法改正試案は（岡孝編『契約法における現代化の課題』166頁以下による）、瑕疵担保責任の規定（580条）を特定物の規定であることを前提として、581条で種類物についても580条を準用するという規定を設けている。また、1990年フランス消費法典草案は物と役務を合わせて規定している。

### **(2) 隠れた瑕疵・買主の善意**

(a) 隠れた瑕疵を要件とする立法 悪意また過失ある買主排除 フランス民法は、隠れた瑕疵であることを要求し（1641条）、買主が知り得た表

見の瑕疵について、買主は瑕疵担保責任による保護を受けないものと規定している(1642条)。旧民法財産取得編94条1項、現行民法570条も566条1項の準用により、いずれも買主の善意と表見の瑕疵でないことを要件とする。また、フランスの1987年ゲスタン草案も、1941条1項で隠れた瑕疵、1642条で善意無重過失を要求している。

(b) 買主の善意のみを要件とする立法 過失があっても保護される(重過失は別) EC指令2条3項、フランス消費法典(EC指令導入法)211-8条、ドイツ新債務法442条、アメリカ統一商事法典2-607条2項、国連動産売買条約35条3項、また、フランス1990年消費法典草案121条、123条、2002年フランス瑕疵担保法改正予備草案1642条も、悪意(重過失を含む)の買主の保護のみを否定している。

### (3) 瑕疵の判断基準

(a) 隠れた瑕疵のみを規定し特に基準を明記しない立法 フランス民法1641条、旧民法財産取得編94条1項、現行民法570条は、隠れた瑕疵を要件として規定するのみで、その内容については詳しく規定することはない。

(b) 適合性の欠陥に一元化する立法

いくつかの基準を明記する立法 特別の合意がされた場合、特別の合意はないが特別の使用を買主が考えていることを売主に表示をしたのに売主がなにも留保をしなかった場合、同等の物に通常の性能・品質が問題となるだけの場合などに類型化する立法として、1999年EC指令2条2項、フランス消費法典(2005年オルドナンス)211-5条、ドイツ新債務法434条、アメリカ統一商事法典2-313、2-314条(最も詳細)、国連動産売買条約35条2項、2002年フランス瑕疵担保法改正予備草案1641-1条を指摘できる。

消費者期待基準による立法 1990年フランス消費法典草案121条は、消費者の期待を適合性についての基準としている。

(c) 適合性の欠陥と隠れた瑕疵を明示的に分ける立法 1987年フランス製造物責任法予備草案は、適合性の欠陥という概念を導入しつつ、他方で、伝統的な隠れた瑕疵という概念を維持し、これを買主の正当な期待を基準とする。

#### (4) 瑕疵通知義務、権利行使期間（起算点も含む）

##### (a) 引渡し時を権利行使期間の起算点とする立法

権利行使期間を2年とする立法

##### ① 瑕疵通知義務を組み合わせる立法

ア) 瑕疵を知り得べかりし時から2ヶ月の瑕疵通知期間を認める立法  
1999年EC指令5条1項は物の引渡しから2年の権利行使期間を規定し、他方で、EC指令5条2項でオプションとして2ヶ月の瑕疵通知期間を規定している。

イ) 瑕疵を知り得べかりし時から遅滞なく瑕疵通知を義務づける立法  
ドイツ新債務法438条は、権利行使期間として、土地工作物は5年、それ以外は2年とし、瑕疵通知期間を規定していないが、商法377条に買主に瑕疵を知りまたは知り得べかりしときから地帯なく売主に通知すべき義務を負わせている（北居功『『受領』概念の機能的考察』法学研究69巻1号239頁以下による）。

ウ) 瑕疵を知り得べかりし時から合理的期間内に瑕疵通知を義務づける立法  
国連動産売買条約39条1項は合理的期間内における買主の瑕疵の通知義務を規定しており、中国統一契約法157条、158条2項もこれに近い立法である。イ)と内容的には同じといえようか。

##### ② 瑕疵通知義務を組み合わせない立法

ア) 引渡しから2年を起算する立法  
フランス消費法典（2005年オルドナンス）は、物の引渡しから2年間の権利行使期間を規定するが、商法典も含めて瑕疵の通知規定は存在しない。

イ) 瑕疵発見から2年を起算する立法  
2005年オルドナンスによって改正されたフランス民法1648条1項は、瑕疵発見から2年という権利行使期間を規定し、また、フランスの現行法には商法典も含めて瑕疵の通知規定は存在しない。

権利行使期間を4年とし通知義務も認める立法  
アメリカ統一商事法典2-725条1項は、「訴訟原因が生じたとき」から4年、プラス、同2-607条3項a号は合理的期間内の通知義務を規定（通知義務はドイツ商法及び国連動産売買

条約の影響といわれる)を置いている。

権利行使期間6ヶ月以下+通知義務の立法 旧民法財産取得編99条は物の引渡しから不動産6ヶ月、動産3ヶ月、動物1ヶ月とされており、起算点・期間共に最も厳格であり、また、瑕疵発見から直ちに通知すべき義務が、旧商法566条に規定されていた。

権利行使期間10年とし6ヶ月の瑕疵通知を規定する立法 1990年フランス消費法典草案125条は10年以内に訴訟の提起を必要とし、更に、同124条では、瑕疵を知ったときないし知りえたときから6ヶ月以内の売主に対する通知義務も規定している。

(b) 瑕疵を知った時を権利行使期間の起算点とする立法(+瑕疵通知義務) 現行民法566条3項(570条による準用)は、瑕疵を知った時から1年の権利行使期間を置き、そして、商法526条の6ヶ月の瑕疵発見期間+直ちに為すべき瑕疵通知期間といった、特異な期間が規定されている。2005年の改正によるフランス民法1648条は、「解除可能な瑕疵より生じる訴権は、買主により、瑕疵の発見から2年以内に行使されなければならない」と改正され、起算点が瑕疵発見時、そして、期間は2年間と明記されることになった。しかし、消費者契約では、指令を導入して、引渡しから2年としており、商事売買のほうが瑕疵発見から2年なので、消費者契約よりも有利になってしまう。但し、指令は民法を選択することを否定するものではないので、消費者は民法1648条を援用することができ、ただその場合には、そのほかの点も民法によることになる。

(c) 瑕疵を知りまたは知り得べかりし時を起算点とする立法 韓国民法の改正試案582条は、瑕疵を知った時から6ヶ月という現行規定を、瑕疵を知りまたは知り得べかりし時を起算点とし、期間も1年に延ばしている(商法の瑕疵通知義務規定は不明)、(b)も知り得た時に解釈により拡大すれば変わりないことになる。

(d) 「直ちに」とのみ規定し権利行使期間の起算点を明記しない立法(瑕疵通知義務なし) 改正前のフランス民法1648条は「直ちに」という権利行使期間を設定し、起算点を明記していないが、解釈により瑕疵を知り得た時から

起算されるものと考えられている。商法にも瑕疵通知義務の規定はないが、但し、解釈により、表見の瑕疵については留保なしに受領をした場合には、買主は権利を失うものと考えられている。

(e) 瑕疵通知義務の期間のみを規定する立法 1987年フランスのゲスタン草案1648条は、瑕疵を知りまたは知り得べかりし時から6ヶ月以内に、瑕疵を売主に通知しないと買主は権利を失うということを規定している。2002年のフランス瑕疵担保法改正予備草案1648条は、(b)の消費法典とは異なって、買主は5年以内に瑕疵を売主に通知しないと(不動産及び不動産に組み込まれた動産については10年)買主は権利を失うことを規定している。

《追記》 校正の段階で、馬場圭太「EU指令とフランス民法典」甲南法学46巻3号69頁に接した。フランスにおける、EU指令の国内法化を扱う論稿である。